

# 日商簿記 1 級&全経上級ダウンロード講座 商会 No.5【無形固定資産・繰延資産・社債】

収録日（最新）：平成 27 年 5 月 10 日

収録元：平成 25 年 6 月 23 日

## 【注意事項】

以前の収録分も利用しているので、レジュメを後に追加する形式で作成しています。P 8 以降に無形固定資産・繰延資産を追加しています。ご面倒ですが、講師の指示に従ってページをご確認下さい。また、新規収録と以前の収録を編集してつないでいるので、突然服装などがかわる所がありますがご了承ください。  
また旧収録分では「テキストの何ページ」と表現していますが聞き流して頂いて結構です。

ソフトウェアと社債を中心に説明します。でも、その前に無形固定資産と繰延資産の論点を少しだけ

無形固定資産（特許権などの独占的使用権やブランド価値）をもっていると企業は強い

研究開発費

新規市場開拓や新製品開発などの投資は、資産計上（繰延資産の開発費）してから償却

経常的に行っている研究開発投資は費用処理

(今年も来年も行っているので、わざわざ償却する必要はない・・・というイメージ)

家賃も今年も来年も経常的に払っている・・・資産にしない

(日常的なものは将来の収益獲得が不明であるケース多い→資産性は薄い)

研究開発費基準の要約

研究とは、新しい知識のための調査研究（基礎研究イメージ）

開発とは、研究の成果を具体化する事（製品化のイメージ）

基礎研究で画期的ながん特効薬の兆しが見えた→CF 獲得能力不透明

製品化で「がん特効薬エース」できるかも、でも認可おらないかも→いまだに CF 獲得能力不透明

∴費用処理する

客観性ない中で、資産計上を選択適用できると  
企業間比較が難しくなり、投資家の意思決定に  
有用ではなくなる

資産＝過去の取引または事象の結果  
として、報告主体が支配している経  
済的資源（CF 獲得能力）

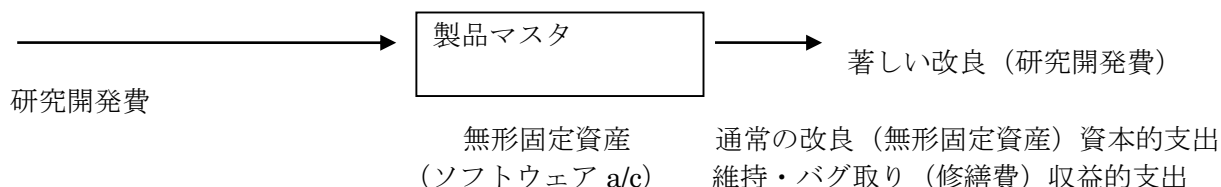
研究行為は CF 獲得能力が不明

## ソフトウェア（ここからは H25 年収録分です）

試験的には「市場販売目的」のソフトウェアを押さえておこう

< 研究開発費等に係る会計基準より >

市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発に該当する部分を除き、資産として計上しなければならない。ただし、製品マスターの機能維持に要した費用は、資産として計上してはならない



### こんなイメージ

「弥生会計を上回る画期的ソフト」の研究  
基本部分できた（まだ売れない）  
OUTPUT はほぼ完成  
入力 IF は、エラーチェックなし

完成して複製できる状態が製品マスターの完成  
（試作品の完成か、重要な機能の完成+重要な不具合の解消）  
製品マスターの改良・強化(無形固定資産)  
これ以降のパッケージング作業は製造原価  
軽微なバージョンアップは、通常の改良

### 税理士試験などでの問われ方

①備品は新製品開発の為に購入されたものである。なお、この備品は、当該研究開発が終了した後も、他の研究開発に使用する予定である。

→購入時に一括費用処理（研究開発費）しないで、固定資産として計上し減価償却金額を研究開発費として処理します。

②当期購入の研究開発用のソフトウェア（取得原価 6,000 円）は、新製品開発のために使用され他に転用できず、研究開発の終了時に廃棄する予定である。

→取得原価の全額を研究開発費に振り替えます  
研究開発費 6,000 / ソフトウェア 6,000

<過去問で確認してみよう>

試験的には「市場販売目的」のソフトウェアを押さえておこう。

特に償却方法は、生産高比例法と同様に理解すればよい

(日商簿記 122 回会計学)

每期、均等償却との比較は必ず行う

①初年度  $90,000 \div 3 = 30,000$   
 $90,000 \times 16,000 \div 40,000 = 36,000 \quad \therefore 36,000$

②2年度  $90,000 - 36,000 = 54,000 \quad 54,000 \div 2 = 27,000$   
 $54,000 \times 11,000 \div 24,000 = 24,750 \quad \therefore 27,000$

③3年度  $90,000 - 36,000 - 27,000 = 27,000$

他に見込販売収益で償却する方法もある

(126 回会計学)

講師の計算用紙

The handwritten notes show a timeline from 1.4.1 to 6.3. Method A starts with 124,000 and Method B with 20,000. Both methods show monthly depreciation amounts in boxes. A calculation shows that 422,000 minus 1 equals 421,999, which is rounded to 422. A bracket groups three calculations:  $84,860 \times 65\% = 55,159$ ,  $(775 + 422) \times 30\% = 359$ , and  $2,000 \times 50\% = 1,000$ , with a result of 66,018. The final calculation is:  $\{84,860 + (775 + 422) + 2,000\} - 66,018 = 41,039$ .

## 1. 負債とは

概念フレームワークにおける負債の定義

過去の取引または事象の結果として報告主体が支配している経済的資源を引き渡す義務  
→簡単に言うと、返済義務

## 2. 社債（返済義務あり）

（償却原価法）

<定額法> 覚えていない方は日商簿記2級フリーテキスト講座を必ず確認して下さい

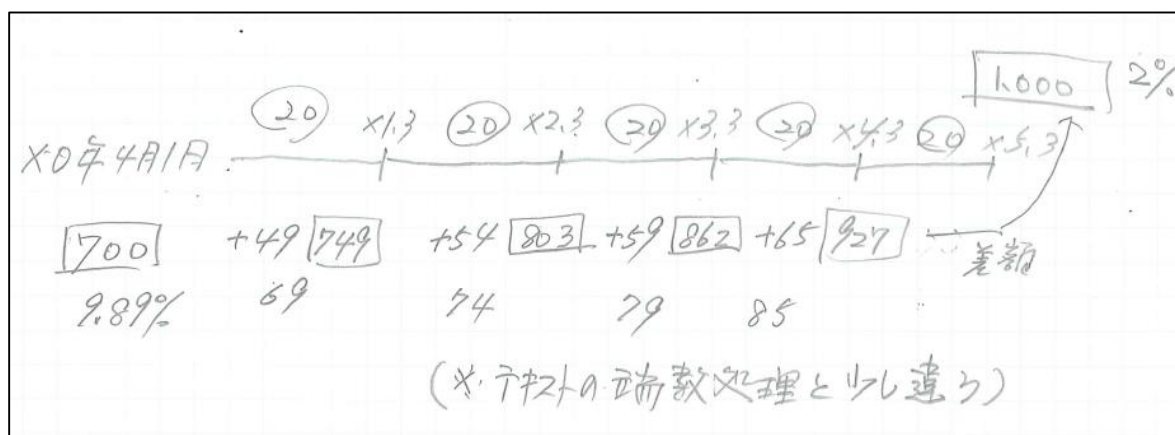
<利息法>

新株予約権付社債の話がたまにありますが無視して下さい。改めて学習します。

次の社債を利息法により満期までの処理を行いなさい。

- ①発行総額 1,000 百万
- ②償還期限 平成×5年3月31日（5年）
- ③発行価格 額面100円に対して70円
- ④クーポン利率 年2%（3月31日1回払い）
- ⑤実効利率 9.89%

講師の計算用紙



(買入償還) 住宅ローンの早期返済と考えれば楽

例えば41ページとありますが気にしないで下さい (テキストは使用していません)

皆さん、講師と同じように書いてみて下さい。その方がイメージをつくりやすくなります。

動画編集しているので、この後は突然社債の抽選償還に切り替わります。

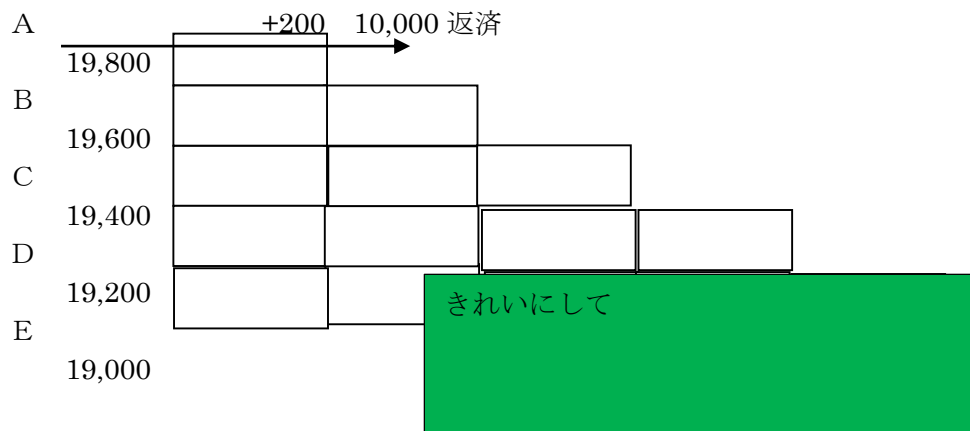
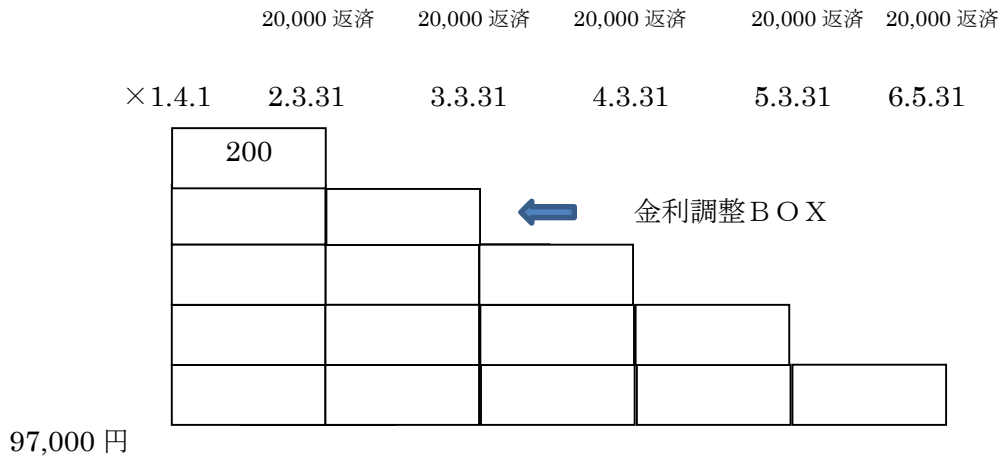
(抽せん償還)

## 社債の抽選償還

P42 の内容で説明します

100,000 円の社債を 97,000 円で発行 (箱は  $6 \times 5 \div 2 = 15$ )

$3,000 \div 15 = 200$



<×2年3月>

Aさんへの償却原価の仕訳を考えよう  
社債利息 200 / 社債 200

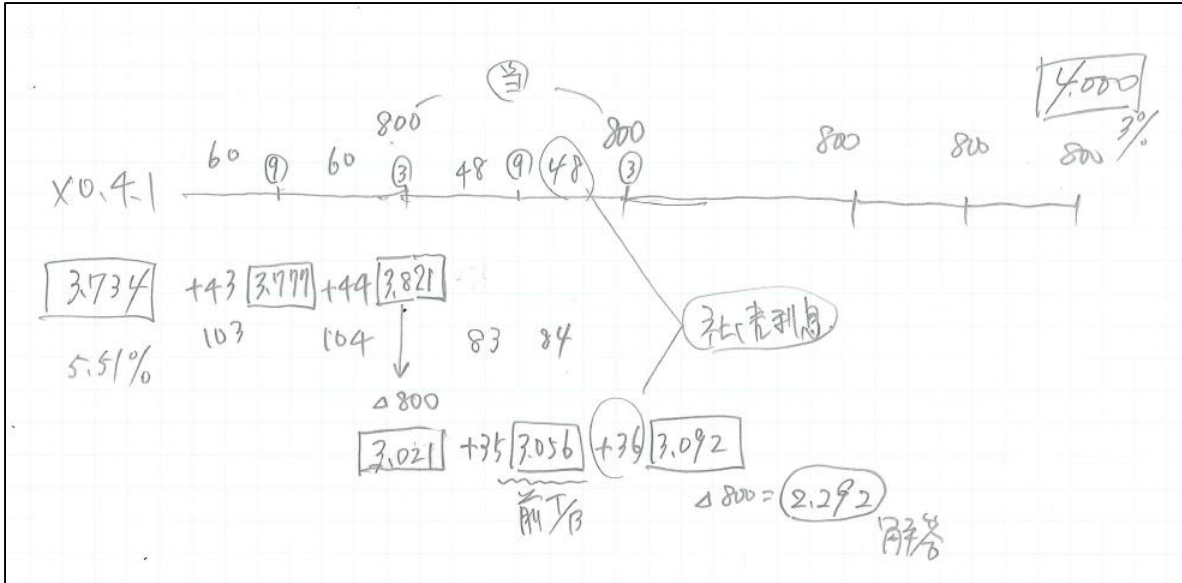
Aさんへの返済仕訳を考えよう  
社債 20,000 / 現金 20,000

B・C・Dさんへの償却原価の仕訳を考えよう  
社債利息 800 / 社債 800

1年目と2年目の利息トータルを確認してみてください。元金が減れば利息は？

<抽選償還の利息法は？>実は簡単

第 129 回の商業簿記の資料Ⅱ3.で確認しよう



## <参考資料>

### ●無形固定資産

企業会計基準委員会の論点整理（H21.12.18）より抜粋

無形資産に関しては、我が国では、企業会計原則で、無形固定資産の貸借対照表における評価に関する定めがあるほか、企業結合により受け入れた無形資産に関する企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）、研究開発費やソフトウェア制作費に関する企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」（以下「研究開発費等会計基準」という。）等の定めがある。

我が国の会計基準では、「営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。」（企業会計原則 第三 4（一）B）とされているが、無形資産についての一般的な定義は明示的には示されていない。

### ●無形固定資産の種類

法律上の諸権利（特許権など）

経済上の優位性（のれん）

著作権に準じるものとしてソフトウェアも無形固定資産に計上されるものもある

## <償却方法>

法律上の諸権利・・・保護されている期間を限度として償却

ソフトウェア・・・見込み販売数量に基づく償却方法または他の合理的な方法

のれん・・・・・・・・・・20年以内（IFRSでは減損のみ）



## ●繰延資産

繰延資産とは、将来の期間に影響する特定の費用として、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。（企業会計原則注解・注15）

前払費用との共通点：代価の支払いが完了

前払費用との相違点：役務の提供が完了しているかどうか

### <繰延資産計上の根拠>

適正な期間損益計算（費用収益対応の原則）

換金価値という観点からは怪しい

でも、「将来のCFの獲得＝資産」という概念FWの観点からは資産性ありと考えられる

若干怪しい資産なので、以下の5つに限定されている

### <創立費・開業費・株式交付費・社債発行費等・開発費>

償却費の区分に注意

創立費・開業費は営業開始前→営業外費用

株式交付費・社債発行費等→営業外費用

開発費→売上原価・販売管理費

これらの費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる」とされている。（企業会計原則 3-1-D）

### <制度上の取扱い>

「将来の収益との対応関係が不明確である事」および「換金価値のないものを資産に計上する事に対する懸念」から、原則としては全額を発生時の費用とする事になっている。

従って繰延資産計上は容認規定である事に注意が必要です。

### <将来展望>

開発費（新市場の開拓・新製品の開発）は将来CFに貢献するだろう

創立・開業費は多分無理でしょう

株式交付費・社債発行費は微妙（資金調達は将来CFに貢献）